議　　事　　録

第２３回多久市農業委員会定例会

１　日　時　令和７年　５月　２日　（金）　　１６：００～１７：００

２　場　所　第三委員会室

３　出席委員

１番　野方 信良	２番　百崎 善夫
３番　北島 正章	４番　永渕 晴彦
５番　北島 繁安	６番　陣内 敬
７番　平山 一信	８番　白仁田 和幸
９番　山田 俊哉	１０番　曲渕 啓子
１１番　釘崎 正弘	１２番　田中 英行

４　欠席委員

５　議事日程

・第６５号議案　農地法第３条による許可申請について
・第６６号議案　農地法第５条による許可申請について
・第６７号議案　多久市農用地利用集積等促進計画(案)について

６　事務局

局　長　松永 直
次　長　藤瀬 英樹
係　長　平野 恵美子
主　事　溝口 亮太

(議長)永渕会長

　議事録署名委員の指名
　３番　北島正章委員　５番　北島繁安委員を指名します。

(永渕会長)
　それでは協議事項　農地所有適格法人の確認について事務局より説明をお願いします。(平野係長　朗読と説明)

(永渕会長)
委員のみなさまから何か質問はありませんか。

(山田委員)
　農林関係で農業法人の参入ということで話があっていたが、その法人とは別の法人ですよね。

(平野係長)
　西多久のほうですよね。違います。

(藤瀬次長)
　補足で説明させていただくと、近年毒性がない品種が見直されてきている。
　申請した法人は北海道に会社があるようになっている。それとは別に協力団体として一般社団法人A協会という団体がある。
　他に何か質問があれば聞き取りをしているので答えたいと思う。

(永渕会長)
　委員のみなさまから他に何か質問はありますか。

(陣内委員)
　加工などの作業はどこで行うのか

(藤瀬次長)
　今回は作付け・収穫のみということ。
　A協会が買い取りをするということで伺っている。

(永渕会長)
　加工はどこでされますか。

（藤瀬次長）
　このＡ協会というところで行われるということで場所までは分からない。調べます。

（山田委員）
　毒性が無い品種というが、その確認を誰が行うのか。我々は素人だからできないが、保健事務所などが行うのか。

（藤瀬次長）
　基本的には県の許可がいるということなので県が必ず確認を行う。順番的に言うと、まず圃場など作付けを行う場所が決まらないと県の許可が下りないということで、圃場の確保をするということが大前提。

（永渕会長）
　そこまで持っていって加工などを行うということですか。

（藤瀬次長）
　そうです。

（北島(繁)委員）
　これは他にどこかで行っているのか。この辺では西多久が初めてなのか。

（藤瀬次長）
　この辺では初めて。Ａ協会というところでは近隣市に圃場を持っており、試験的な栽培をしていた。新しいルールというのが令和７年の４月からで規制が緩和されているので、実績自体は今のところない。

（陣内委員）
　葉っぱをもちだしてはいけないということは何らかの作用があるということなのか。

（藤瀬次長）
　作用があるわけではない。

（永渕会長）
　成分のパーセントを出しているものがあった。頭の中に入っている限りでは０．１～０．３％であった。他のものは５～６％がある。

（藤瀬次長）
　それはあくまでも在来種と佐賀の在来種を掛け合わせたもの。ここで使うものは輸入物でEUの保証のある種を使用する。種を取って栽培していくと毒性が変わる恐れがあるので毎年必ずEU保証の種を使用するということで計画されている。

（松永局長）
　農業委員会は何を審査するのか。

（藤瀬次長）
　農業適格法人の確認。
　厚労省の法制度と免許制度がある。許可については県の許可になる。

（松永局長）
　この人は農業を行っているのか。

（藤瀬次長）
　代表者は福岡県内の農業委員。圃場を所持しており、そこで栽培をしているとのこと。

（松永局長）
　農業適格化法人として適正かどうかを判断するのではないのか。

（山田委員）
　法人格の確認であれば法人登記してあるはずだから写しがあればいいのではないか。
これはあくまで参考資料であり、登記資料がありさえすれば法人格の確認はいい。
法人登記をしてあるということはあくまで３ページの参考資料ということなのか。

（永渕会長）
　確認書なので確認をして要件を満たすということについて議決を取る必要があるのか。

（平野係長）
　前回もあったが、今回利用権設定を出された。それで適格法人ということで確認をしていただいて、それを決定して議事のほうでも協議してもらう流れ。

（永渕会長）
　報告をいろいろしているので法人として確認を皆さんでしてほしいということ。

（松永局長）
　役員要件のイは満たしているのか

（平野係長）
　ここに関しては代表取締役の方で満たしている。すでに１０か月計画が立っている。

（永渕会長）
　適格法人として確認をしました。原案のとおり決定します。よろしいでしょうか。
（異議なし）

（永渕会長）
それでは議事に入ります。

　第６５号議案　農地法第３条による許可申請について事務局から説明をお願いします。
（局長　朗読と説明）

（永渕会長）
　委員のみなさまから何か質問はありませんか。

（山田委員）
　６・７・８ページは地図と航空写真が違うみたいだが縮尺が違うだけか。

（藤瀬次長）
　縮尺が違うだけ。

（永渕会長）
　他にありませんか。

（永渕会長）
　第６５号議案　農地法第３条による許可申請について原案のとおり決定することに

賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

　全員賛成ですので第６５号議案　農地法第３条による許可申請につきましては原案のとおり決定することにいたしました。

（永渕会長）
　次に第６６号議案農地法第５条による許可申請について事務局から議案の説明をお願いします。
（局長　朗読と説明）

（永渕会長）
　ただいまの説明に関連して地区担当委員から説明をお願いします。

（野方委員）
　４月１８日に会長と事務局と自分の３人で見に行きました。借受人は貸付人の息子で近隣市のほうから帰ってきて家を作るということで申請。生活排水は下水のほうに流し、雨水などは隣に水田の水路があるので、そこに流すということで見てきました。許可するにあたって問題は無いと思います。

（永渕会長）
　次の件をお願いします。

（百崎委員）
　４月１６日に事務局と２人で現地確認を行いました。この図面のとおりなのですが、周囲が住宅です。今現在畑は不耕作の状態で、畑の状態ではない。周りは私道に囲まれて、U 字溝などがあって、住宅を建設するにあたって浄化槽などを作って排水などについては支障ない。全体的に確認したところ問題はない。

（永渕会長）
　質問のある委員の方はいますか。

（永渕会長）
　無いようですので、第６６号議案農地法第５条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

　全員賛成ですので、第６６号議案は本委員会で許可相当の意見を付して県に進達す

ることに決定いたしました。

（永渕会長）
次に第６７号議案多久市農用地利用集積等促進計画（案）について、申請番号２番につきましてはＢ委員、申請番号８番につきましてはＣ委員が利用権を設定するものとなっている議案ですので、農業委員会法第３１条 議事参与の制限により審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後入室・着席をいたします。

（永渕会長）
第６７号議案の申請番号２番及び８番について事務局より説明をお願いします。
（局長　朗読と説明）

（永渕会長）
申請番号２番・８番についてご質問はありませんか。（特になし）

（永渕会長）
無いようですので、第６７号議案のうち申請番号２番及び８番について賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成ですので、第６７号議案のうち申請番号２番及び８番については原案のとおり決定いたしました。

（永渕会長）
申請番号２番及び８番以外の説明を事務局からお願いします。
（局長　朗読と説明）

（永渕会長）
委員のみなさまから何か質問はありませんか。（特になし）

（永渕会長）
第６７号議案について賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成ですので、第６７号議案については原案のとおり決定いたしました。

以上で議事を終わります。

報告事項

・農地の賃貸借契約解約届について
・あっせん申出書について
・農地法第３条の３第１項の規定による届出書について

その他

・農地法第３条での売買と公社通し売買の違いについての説明

次回定例会日程について

令和７年６月３日(火)午前９時～
第三委員会室

上記のとおり会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

会　長

3番委員

5番委員